

スーパー定期【単利型】

商品名(愛称)	<ul style="list-style-type: none"> 自由金利型定期預金<M型>【単利型】 預入金額300万円未満…<スーパー定期> 預入金額300万円以上…<スーパー定期300>
販売対象	<ul style="list-style-type: none"> 法人および個人の方
期間	<ul style="list-style-type: none"> 定型方式 1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年 期日指定方式 1ヶ月超10年未満 <p>※定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます。</p>
預入(受入)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 預入方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一括預入 (2) 預入金額 <ul style="list-style-type: none"> ・ スーパー定期 ……1,000円以上300万円未満 ・ スーパー定期300 ……300万円以上1,000万円未満 (3) 預入単位 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1円単位
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後に一括してお支払いします。
利息	<ul style="list-style-type: none"> (1) 適用金利 <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定金利(預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。) ・ 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示利率を適用します。 (2) 利払方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 預入期間2年未満のものは満期日以後に一括してお支払いします。 預入期間2年以上のものは中間利払日(預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年毎の応答日)以後および満期日以後に分割してお支払いします。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%)により計算します。 (3) 計算方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税金	<ul style="list-style-type: none"> 個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用される場合は除きます。) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 法人は総合課税となります。
手数料	—
附加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) 個人のものはマル優の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、「定期預金の中途解約利率一覧<表1>」の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともに支払います。 なお、中間利払利息が支払われている場合には、中途解約利息との差額を精算します。
金利情報入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口でご照会いただけます。 また、当金庫ホームページ「預金金利」のページに掲載しております。
苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業推進部(9時~17時、電話:0120-748-915)(フリーダイヤル)にお申し出ください。 紛争解決措置 兵庫県弁護士会紛争解決センター(電話:078-341-8227)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地元の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地元の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業推進部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。

その他の参考となる事項

- 満期日以後の利息は、解約日または書換継続日における普通預金利率により計算します。
- 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1預金者1,000万円までとその利息が保護されます。)

記載の内容は平成24年8月1日現在です。